

被害者支援 ニュース



認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク

第12号

2013.12.16 発行

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 ……全国犯罪被害者支援フォーラム2013に寄せて 1
- 特集 ……フォーラム2013 報告 2~6
平成25年度秋期全国研修会 6~7
- 用語解説 ……犯罪被害者白書 7~8
- 親と子どものためのワークショップ 実施報告 8
- 編集後記 8

巻頭言

全国犯罪被害者支援フォーラム 2013に寄せて

認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク
理事長 ● 平井 紀夫



本フォーラムは、犯罪被害者支援に関わる方々が一堂に会して、犯罪被害者支援の基本を学び、交流を深めて、日本の犯罪被害者支援活動を充実・発展させていくことを目的として開催し、今回で18回目を迎えることができました。

全国被害者支援ネットワークは、1998年5月に創設され、現在では全ての都道府県に被害者支援センターが設立され、48の被害者支援センターが全国各地で活動しております。「被害者が日本のどこにおいても、いつでも支援を受けられる」という目標に近づいてきていますが、その内実には多くの課題もあります。被害者の多様な声に即応していくためには、関係諸機関・諸団体との緊密な連携、協力が欠かせなくなっており、関係諸機関・諸団体の連携を深めることが大きな課題になってきています。そこで本年のフォーラムは、「犯罪被害者支援における連携のあり方」をテーマといたしました。

本年のフォーラムには、秋篠宮同妃両殿下のご臨席を賜り、大変光栄に存じ、感激いたしますとともに、被害者支援の責任の重さを実感しつつ、今後の被害者支援活動に大きな力をいただきました。

第一部の表彰式では、被害者支援活動にご尽力いただいていた支援功労者及び功労団体を表

彰させていただくとともに、被害者支援活動をご支援・ご協力いただいていた方々に感謝状を贈呈させていただきました。今後とも被害者支援活動にご尽力、ご協力いただきますようお願いする次第です。

次に「私の体験と支援に求めること」と題して、犯罪被害者の小佐々冽子きよさんにご講演をいただきました。犯罪被害者のご体験－悲しみ・苦しみ・怒り、そして、犯罪被害者の立場から今後の被害者支援に求めることについてお話いただきました。お話を通じて犯罪被害者の真実に迫ることができ、支援の必要性や被害者・加害者を出さない社会へ向けて多くの示唆を得ることができました。

第二部のパネルディスカッションでは、「犯罪被害者支援における連携と今後の展開」をテーマに、「関越自動車道高速バス居眠り運転事故」を実例にして、被害者支援における関係諸機関の支援の実情から課題を明らかにいただきました。ディスカッションを通じて、今後の被害者支援への取り組みの方向性、特に関係諸機関・諸団体間の迅速な連携、ネットワークづくりの強化等今後の具体的な取り組みの方向性、そして、被害者支援センター間の連携のあり方等を明らか

にさせていただきました。参加者の皆さんが、日頃の支援活動を通じて感じ取っておられる課題に鑑みつつ、今後の被害者支援に役立つ事柄を学んでいただけたものと確信しています。

ご参加いただいた皆様が、本フォーラムを通じて学び取られた事柄を今後の被害者支援活動に活かしていただき、日本の被害者支援の質の向上及び充実に繋がることを心から願っております。

特集

フォーラム 2013 報告

「全国犯罪被害者支援フォーラム2013」は、全国被害者支援ネットワークと日本被害者学会、犯罪被害救援基金、警察庁の主催により、10月18日（金）午後1時から東京都千代田区のイイノホールで「犯罪被害者支援における連携のあり方」をテーマに開催しました。参加者は全国から被害者支援センター、行政機関、警察などの関係者、一般参加者ら420人にのぼりました。

フォーラムには秋篠宮同妃両殿下が一昨年に続きご臨席され、第2部パネルディスカッション「犯罪被害者支援における連携と今後の展開」をご聴講されました。パネリストからは昨年4月、死者7人、重軽傷者38人を出した関越自動車道高速ツアーバス事故での被害者支援を例に、機関・団体や県境を超えた連携の成果や今後の課題が示されました。

フォーラム第1部では、平井紀夫全国被害者支援ネットワーク理事長の開会あいさつに続き表彰式が行われ、犯罪被害者支援功労者として特別栄誉章1名、栄誉章6名が表彰されました。また犯罪被害者支援功労団体として3センターが表彰されました。



パネルディスカッションをご聴講の秋篠宮同妃両殿下



平井理事長挨拶

さらに、犯罪被害者支援活動への格別な支援・協力に対する感謝状が2名の方々に贈られました。

引き続き、来賓祝辞を古屋圭司国家公安委員会委員長（山本剛嗣同委員会委員代読）、山岸憲司日本弁護士連合会会長（田村裕同会副会長代読）からいただきました。

このあと「被害者の声」として、被害者支援センターとちぎの相談補助員で被害者遺族の小佐々冽子さんに「私の体験と支援に求めること」と題して講演をしていただきました。小佐々さんの夫は、市職員だった2001年10月末、市への不当要求をはねつけたのを逆恨みした業者らに帰宅途中に拉致、殺害され、ご遺体は今も見つかっていません。小佐々さんは12年を振り返り、さまざまな苦しみや悲しみ、不安や二次被害、子どもたちへの気配りなど、今も続く過酷で悲痛な体験の数々を語り、支援センターへの感謝とともに、支援員に対しては「被害者を思いやる心、人の気持ちを察する心、創造力に富んだ思慮深い心を持っていただきたい」と訴えられました。

最後に黒澤正和犯罪被害救援基金専務理事が開会あいさつを述べ、午後5時閉会しました。

犯罪被害者支援功労者表彰

特別栄誉章

(早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、抜群の功労があったと認められる犯罪被害相談員等に授与する)

認定特定非営利活動法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター 楠本 節子氏

大阪被害者支援アドボカシーセンター設立以来、支援員として支援現場で活動するとともに、指導的立場から後進の育成にも尽力。2012年には全国で初のNNVS認定コーディネーターに認定され、全国各都道府県の被害者支援の普及と拡充、基盤整備にも取り組まれています。

受賞に寄せて* 阪神大震災を契機に被害者支援に関わり始めて17年、同じ頃に支援活動を始めた仲間たちも、残り少なくなっていました。今回の受賞は、志半ばで辞めざるを得なかった仲間たちと共に頂けたものだと思っています。

ここまで続けられたのは、被害者の方たちの回復の力を信じ、仲間を信頼し支え合うことができたからに他なりません。全国にもっともっと支援に関わる仲間を増やし、ともに研鑽を積み、少しでも多くの被害者の方たちへの支援活動ができればと願って止みません。

栄誉章

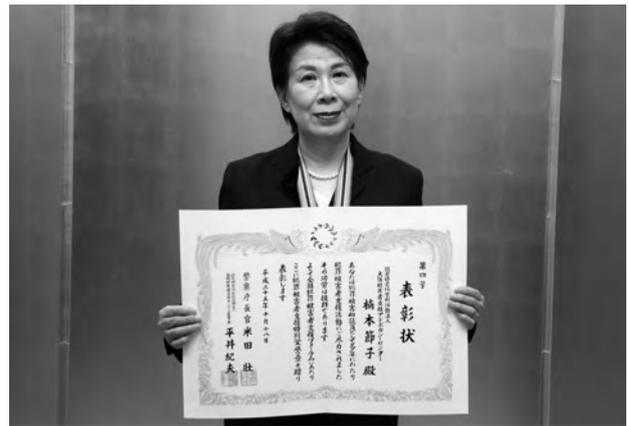
(早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に授与する)

公益社団法人 秋田被害者支援センター

鈴木 邦子氏

秋田被害者支援センター設立以来、相談・直接的支援・広報啓発活動に積極的に取り組み、現在直接的支援室長として豊富な知識や経験を発揮し、被害者等の心情に配慮した支援を行うと共に、後輩の指導に心血を注ぎ、他の支援員を牽引する役割を担っておられます。

受賞によせて* この度は、名誉ある「栄誉章」をいただきありがとうございました。設立当初から当センターの上司・仲間の皆様や、たくさんの方々からの支えや励ましをいただいたお陰と、心より感謝申し上げます。思いもよらない受賞に戸惑っておりますが、受賞に恥じることもない支援活動に精進して参り



特別栄誉章の楠本さん

たいと思っております。

公益社団法人 みやぎ被害者支援センター

横橋 良子氏

平成15年4月より「犯罪被害相談員」並びに「犯罪被害者直接支援員」として、犯罪被害者等の視点に立った支援活動の重要性を深く認識し、センターの指導的立場で活動されています。平成17年発足の自助グループのファシリテーターとしても厚い信頼を寄せられています。

受賞に寄せて* 栄えある「栄誉章」を受賞し、身に余る光栄と感謝を申し上げます。平成15年7月「都民センター」で「第1回直接的支援セミナー」を受講したのが被害者支援に関わる契機でした。常に思い悩み自問自答し、その度にセンターの仲間に支えられ、全国の方々には研修等でご教示いただきました。責任の重さを感じております。

公益社団法人 いばらき被害者支援センター

舛井 恵子氏

電話相談用リファールリストを整備され、相談事業の基盤を確立されました。また直接支援活動では、複数の加害者がいる殺人事件の長期にわたる裁判の支援を担当され、きめ細やかな配慮で、ご遺族から感謝されたことが特筆されます。

受賞に寄せて* この度は、栄えある賞を賜り、身に余る光栄と深く感謝申し上げます。当センターの養成講座にご縁があり、犯罪被害者の置かれている立場を知り愕然としたあの瞬間から十数年を経ても、支援の一つ一つに心が残ります。続けてこられたのは、諸先生方や先輩方のご指導の賜であり、仲間たちの存在です。改めてお礼申し上げます。

※公益社団法人 被害者支援都民センター

鷲尾 洋子氏

被害者支援都民センター相談支援室長代理として、自らの経験（ご遺族）と12年余りの支援活動で得た豊富な知識・幅広いネットワークで、被害者やご家族の心情に配慮した支援に尽力する姿は、他の犯罪被害相談員の模範であり、都民センターの原動力になっておられます。

受賞に寄せて*この度、栄誉章を受賞致しました。相談支援員として関わらせていただき、支援を通し、また自身の研鑽を積みながら、常に人としてどうあるべきか？と考え「被害者の視点で」「被害者と同じ目線で」を心に、被害を受けた方と真摯に向き合って参りました。これからも精進していきたいと思ひます。誠にありがとうございました。

※公益社団法人 いばらき被害者支援センター

桑島 厚子氏

少年を含む複数の被告人に係る被害者参加裁判で、関係者の連絡調整に手腕を発揮されました。また自助グループ運営の中心となり、運営方法の検討、ご遺族との連絡調整などに尽力され、自助グループ参加者が講演された時には丁寧なサポートに感謝されました。

受賞に寄せて*この度は、名誉ある賞をいただきありがとうございました。賞をいただくなど思いもよらない事とまどっております。栄誉章をいただくにあたり、指導して下さった先生方や先輩方、そしていつも温かく助け支えて下さったセンターの仲間にご挨拶申し上げます。今後支援の輪が若い方へ広がり続いていくことを願っております。

※認定特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

山口 悦子氏

神奈川被害者支援センター設立時から相談員として被害者支援活動に従事。豊富な経験と知識を生かして被害者等からの相談や広報活動に積極的に取り組み、平成24年県民功労者団体表彰にも貢献される等、長年にわたり献身的な支援活動を行ってきておられます。

受賞に寄せて*この度は思いがけない大きな賞をいただき、ありがとうございました。神奈川被害者支援センター、かながわ犯罪被害者サポートステーション、そして教え導いて下さった全ての方々に心より感謝申し上げます。困った時迷った時、いつも仲間の支えがありました。これからも共に学び、支え合いながら活動していきたいと思ひます。



栄誉章の皆様

(左から) 鈴木さん 横橋さん 舛井さん 鷲尾さん 桑島さん 山口さん

犯罪被害者支援功労団体表彰

(民間被害者支援団体として、10年以上犯罪被害者支援活動に尽力し、かつ犯罪被害者支援早期援助団体として指定を受けてから5年以上が経過し、顕著な功労が認められる団体に授与)

- ※認定特定非営利活動法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター
- ※公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
- ※公益社団法人 みやぎ被害者支援センター

多大なご協力やご支援をいただいた方への感謝状贈呈

※秋田県秋田市

三浦 芳子氏

被害者遺族として講演などの活動に加え、自助グループ「秋田交通死亡事故被害者の会」を立ち上げ、代表を務められるなど、長年、被害者遺族の支援に積極的かつ献身的に取り組み、多大な貢献をされておられます。

※東京都中野区

鈴木 有二氏(元WBCライト級チャンピオン ガッツ石松氏)

被害者支援活動に賛同され、被害者支援センターとちぎの寄付型自販機のパネル映像への無償出演のほか、チャリティゴルフでの貴重な浄財を寄付されるなど、広報啓発・財政に大きく寄与していただいています。



鈴木氏(写真左)からはフォーラム当日、先ごろ開催した「世界チャンピオンFANミーティング」チャリティの収益金からのご寄付を平井理事長(同右)にいただきました。

講演 私の体験と支援に求めること

コーディネーター：和氣みち子氏 認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク理事／(公社)被害者支援センターとちぎ 事務局長
講演者：小佐々冽子氏 (公社)被害者支援センターとちぎ 自助グループ、相談補助員

(講演要旨)

事件の内容

平成13年10月31日、市の職員だった夫(57歳)は、廃棄物処理行政を担当していたが、市に対する業者の不当な要求をはねつけていたために、逆恨みにより帰宅途中に拉致・殺害された。

1年3ヶ月後、加害者の暴力団員等4人が逮捕され、実行犯3人は殺害を認めたが、主犯の廃棄物処理業者は逮捕直前に自殺。理不尽な行政対象暴力の犠牲になった夫の遺体は12年経過した今も見つかっていない。

事件直後と二次被害

市職員は誰もが口を閉ざし、捜査にも協力せず、世間の好奇の目と、自分も狙われるとの不安で4年間も、家の中に閉じこもる生活が続いた。子ども達もPTSD、娘は現在もカウンセリングを受け、息子は退職を余儀なくされた。それでも休みになると家族で山や川を必死に捜し続けた。

マスコミの取材攻勢、心ない世間の人々の言葉で二次被害は私達家族の傷を深くした。

孤独、孤立感を厭と言う程味わったが、反対に優しい友人の言葉はありがたかった。

被害者からのお願い

12年経過し良く生きてこられたと今思う。「被害者支援センターとちぎ」との関わりは大きかった。自助グループは、自分を思いきり吐き出すことが出来た場所、生きる力を与えてくれた場所である。同じ様なつらい思いをする被害者を出さないために、事件・事故を出さない活動を！今日から続く明日が、誰にでもある訳ではないことを、社会に伝えていただきたい。

より良い支援のために

- 思いやる心 ○人の気持ちを察する心
- 創造力に富んだ思慮深い心を大切に支援に携わっていただきたい。

今年も冷たい雪の下で冬を越す夫、一日も早く家族の元に連れ帰りたい、それを一番願っているのは夫だろうと思うから……。

最後に和氣コーディネーターが、「彼女の行動には失われた命を無駄にしたいくないと言う強い思いがある。一步一步前を向いて進んでいただくために、今後も側面から支援を続ける決意と、ご遺体が一日も早く家族のもとに戻れる様、皆さんと共に祈りしましょう」と結んだ。

第2部

パネルディスカッション 犯罪被害者支援における連携と今後の課題

コーディネーター：大阪被害者支援アドボカシーセンター副代表理事、NNVS認定コーディネーター 楠本 節子氏
にいがた被害者支援センター理事兼支援局長、全国被害者支援ネットワーク理事 中曽根えり子氏

パネリスト：群馬県警察犯罪被害者支援室室長補佐 小谷野洋岳氏
被害者支援センターすてつぐんま犯罪被害相談員 勝山 裕子氏
国土交通省総合政策局安心生活政策課課長補佐 田中 芳人氏
同志社大学法学部教授 川本 哲郎氏

パネルディスカッションでは「より適切な被害者支援には、さまざまな社会資源を活用し、関係機関が有機的に連携していくことが不可欠」であるため、群馬県内の関越自動車道で起きた高

速ツアーバス事故での支援を例に、今後の課題を探った。

事故は平成24年4月29日早朝、石川県金沢を前夜出発し、富山を経てディズニーランドに向

かっていた高速ツアーバスが道路左端の防護壁に突き刺さって大破、乗客45人中7人が死亡、38人が重軽傷を負った。被害者全員が石川、富山両県からの乗客だった。

まず、群馬県警の小谷野さんが県警の取り組みを報告。軽傷者を含む全乗客を支援対象と位置付け、遺族・家族全員の承諾を得て「被害者連絡網」を作成したり、裁判に訪れる家族らを高崎駅まで出迎え、事故現場にエスコートしたりするなど、できる限り被害者に寄り添い、被害者のニーズに沿う支援を行ってきた。

他機関との連携では、走りながらの手探り支援になった経験を踏まえ、県危機管理室を中心に県警、市町村、消防、自衛隊、医師会、日赤などの関係機関が被害者支援のための「相互連携要領」を策定したことや、中長期的な支援には民間支援機関との連携を重視すること、被害者が他府県の場合「まず県内で連携し、そのあと他県との連携」と段階的に進めることなどを示した。

勝山さんは「すてっぷぐんま」の支援を紹介。事故直後から県警犯罪被害者支援室に支援を申し出て、5日後には重体・重傷の被害者・家族への支援を始めた。県外に住む家族が入院に付き添えないため「病院での様子を伝えてほしい」「話し相手になって」といった要望や外出時の見守り、洗濯などの依頼に応えた。退院時には地元の支援センターに引き継いだ。また裁判時、被害者参加や傍聴に訪れる家族への対応を県警や検察庁と連携して行っている実情を示し、「今後

も途切れなく支援する必要を感じる」と語った。この中で、裁判回数が増え、被害者家族が交通費や宿泊費、仕事のやりくりなどに大きな負担を強いられているため、その軽減策を強く訴えた。

連携面では支援センター同士で情報の共有・交換を事前に行うことや、関係者の顔つなぎ、関係機関のネットワークづくりや合同研修会などの必要性を指摘した。

国交省の田中さんは、この事故直前に同省が開設した「公共交通事故被害者支援室」の役割について、情報提供の窓口機能と中長期にわたるコーディネート機能と説明。関越道事故では、発足直後だったため情報収集や関係機関との連携協力などが十分ではなかったとし、今後は同室の役割を広く認識してもらい、これらの機能を発揮できるよう、広報・周知活動にも力を注ぐ姿勢を強調した。

刑事法が専門で被害者支援にかかわりの深い川本さんは、多機関にわたる支援では▽リードをどこのだれがとるか、によって支援内容が変わる▽情報公開と個人情報保護の徹底が同時に要請される一などと問題提起。それぞれの被害者の要望にきめ細かく応えるには、多機関が放射状に連なる連携だけではなく、各機関の横の連携を図る枠組みが不可欠と指摘するとともに、連携チーム内でのコミュニケーションのあり方も課題に挙げた。また、10年後を展望して「多機関連携の専門的なコーディネーターが必要」とし、その意図的・計画的な養成を提言した。

平成25年度 秋期全国研修会

平成25年10月19・20両日、ネットワークの秋期全国研修会が開催され、最初に全体会が開催されました。

19日は10時から、内閣府の池田暁子参事官が第2次犯罪被害者等基本計画について話されました。内閣府の犯罪被害者等基本計画は政府の資料などで公開されていますが、文字では分からない部分まで、丁寧な説明がありました。

10時30分からパネルディスカッションとなり、京都市の山内浩平課長補佐、京都犯罪被害

者支援センターの富名腰由美子事務局長、清野功やまがた被害者支援センター副理事長が資料を用いて説明されました。平成21年10月2日にネットワークのフォーラムで、森山一正摂津市長が「摂津市における犯罪被害者支援の取り組み」について講演されていますが、その後の条例制定の動きについて検討する意味がありました。

さて、今回は、京都市の山内課長補佐からは、京都市で研究会を立ち上げ「生活安全施策懇話会」で議論したこと、必要とされている支援や地

方公共団体に求められる支援施策等を把握することを目的としてニーズ調査を実施したこと、京都犯罪被害者支援センターにおける支援対象者でアンケート調査をしたこと等を話されました。その中で、必要としたが受けられなかった支援は、総合的な窓口による支援であったことも報告されました。

京都犯罪被害者支援センターの富名腰由美子事務局長からは、条例が制定された後の相談件数も報告され、支援センターと自治体との連携が緊密となったこと、京都市こころの健康増進センターに繋いだ事例の統計も報告されています。条例制定により、京都市では自治体という市民が訪れることのある場所において犯罪被害者支援の広報がなされ、市民が、より、犯罪被害者支援を受けやすい体制にあることが報告されています。

清野功やまがた被害者支援センター副理事長は、山形県での犯罪被害者支援条例の概要、支援センターと自治体との連携、貸付制度、支援センターに期待されることについて話されました。とくに、貸付制度は、犯罪被害者給付金が支給されるまで、犯罪被害者に必要がある場合に支



全国研修会

給されていることが報告されています。

以上、全体会では、京都市と山形県の事例が報告されています。

自治体、とくに、市町村は市民が戸籍届で訪問することもある場所であり、このように市民が訪問することのある場所で犯罪被害者支援の相談等が受けられるようにすることは犯罪被害者支援の理想となります。京都市、山形県のような条例が各地に制定されることを願っています。

認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク 理事
公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センター 専務理事

芦塚 増美

用語解説



犯罪被害者白書

犯罪被害者等基本法第10条に「政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない」とあります。これが毎年内閣府において犯罪被害者白書を編集・公刊している根拠です。市販もしていますが、HP上もアップしています。

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/whitepaper/whitepaper.html>

政府は、「犯罪被害者等のための施策」を犯罪被害者等基本計画に沿って講じていますので、白書の記載も、基本計画「Ⅴ 重点課題にかかる具体的施策」の各施策に沿った形で、関係省庁がその前年度に取った施策を紹介しています。「第2章 犯罪被害者等のための具体的施策と進捗状況」や、巻末に掲載されている基礎資料中、

関係予算額や、関連統計等の表がこれに該当します。

第1章の特集やコラムは、必ずしも法律上の要請に基づく記述ではありませんが、編集担当である内閣府犯罪被害者等施策推進室としてのその年々の情報発信ですので、工夫を凝らしています。初年度の平成18年版の特集では、基本法成立前の状況から最初の基本計画の概要までを紹介していますので、今でも、犯罪被害者等支援に初めて携わる方が歴史を振り返るには便利な資料ではないでしょうか。また、ご記憶に新しいところで、昨年は第2次基本計画で大幅に施策が増えた性犯罪被害者支援について取り上げましたが、各地でも性犯罪被害者に特化した連携・支援体制の整備を進めていただく契機となったかと思います。

今年の特集は、「地域における被害者支援の広がり」

です。地方での状況という観点では、平成22年版の特集でも扱ったばかりでしたが、現実の被害者の生活は当該被害者がお住いの地域にありますから、犯罪被害者等施策が地域に根付いているのか、は常に重要課題といえます。実際、基本計画上も、保健・福祉・教育等の分野で、必ずしも「犯罪被害者」に特化していない各種支援が、地方公共団体等を通じ、適切に被害者へ提供されるようになることを予定している「犯罪被害者施策」が少なくありません。従って、地域レベルで、犯罪被害者等

施策の視点で個別の支援がつけられていないと、被害者にとっての総合的な支援とはなりません。特集に連動し、巻末資料9の地方公共団体の体制や取組についての各表も大幅に改定しています。さて、お住いの地域での状況はどうだったでしょうか。

引き続き、支援の現場に役立つ犯罪被害者白書となるよう、工夫してまいります。ぜひ、ご活用ください。

内閣府 犯罪被害者等施策推進室
参事官 池田 暁子

もしも、子どもが犯罪被害にあったら **実施報告** ～ 親と子どものためのワークショップ～

今や現代の子どもたちは、痴漢被害、不審者に後を付けられる、街での恐喝事件など犯罪被害に巻き込まれる事案が身近に多く起こっています。被害にあった子どもに対して保護者の関わり方、対応の仕方が被害回復に大変重要であることから、ファイザー・ホールディングス株式会社の「心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援」に応募して助成金を頂き、このワークショップを5箇所の会場で各センターが創意工夫をして開催しました。

都民センターの齋藤さんやCAPの門馬さんの御協力の下にワーク等を作成し、千葉センターがパイロットを行い、ふくしま・あいち・ひょうご・埼玉・都民センターで子どもたちの夏休み期間中に実施しました。5会場合計で、34名の児童と35名の保護者に参加していただき、「大変役に立ったワークショップでした。」と好評を得ました。この試みは社会的意義もあり、メディアに取り上げていただき、関係機関の方々にもご理解をいただけました。

ワークショップ開催のための参加者の募集や会場の手配そして各センターの相談員や臨床心理士の事前準備など開催センターにはご苦労をお掛けしましたが、ネットワークとしましては、来年度は休止しますが、有意義な施策として2015年度には内容を更に充実し、新たな地域での実施に取り組みたいと考えております。



認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク 理事
公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター 事務局長 加藤 恵美子

編集後記

次回発行予定日
2014年3月
● 特集 ●
未 定

■全国犯罪被害者支援フォーラム2013、平成25年度秋期全国研修会も盛会裡に終了した。各県センター支援員の皆様に感謝！

■いつものことながら、被害者の声に圧倒され、最大の被害者支援は「加害者を作らない生まない社会」であることを痛切に思う。そして、被害者ご遺族からの支援センターの存在に助けられたとの感謝の言葉は、支援者を勇気づけてもくれる。まてよ、その言葉に甘えることなく、日々の活動が真に被害者の視点に立っているのか、被害者に学ぶ姿勢を持ち続けているか等々、振り返る機会を与えてくれる言葉ではなかるうか。心して被害者に寄り添いたい。(E)